

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

島根県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 島根県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

県内には、水田農業を支えてきた農業用ため池が約5千箇所あり、老朽化や耐震性の不足などに伴い全面改修や補修などの対策が必要なものや、農業用水源として利用されておらず廃止することが適当なものも数多く存在する。また、農業者の高齢化や減少が進み、管理が行き届いていないものが増加している。

これまで島根県では、老朽化が進んでいる農業用ため池から改修等を進めてきたが、防災重点農業用ため池については、平成30年7月豪雨を踏まえた新たな基準に基づき再選定した結果、箇所数は236箇所から1,305箇所へと大幅に増加した。

防災重点農業用ため池1,305箇所の防災工事等の実施にあたっては、優先順位を付けて適切に対策を講じていく必要があることから、令和2年4月に策定した「島根県農林水産基本計画」において、決壊時の影響度と施設の健全度から総合的に優先度を評価した上で、順次対策を講じることとしている。

イ 所有者及び管理者の状況

「別表1」のとおり。

(2) 島根県における防災工事等の実施状況等

「別表1」のとおり。

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事等に着手する必要があるため、令和6年度までに廃止を除く全ての防災重点農業用ため池の劣化状況評価を完了させる。

令和6年度までに劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：956か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生

じるおそれがあることから、防災工事が完了したのものも含め、県内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検（市町村や管理者などが目視で行う日常的な点検）を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1／1年

イ 定期点検を行う者：市町村、所有者、管理者 など

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事等に着手する必要があるため、令和6年度までに廃止を除く全ての防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価を完了させる。

令和6年度までに地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：622 か所
（既に地震・豪雨耐性評価を行った防災重点農業用ため池：334 か所）

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する知事が特に必要と認めるものについては、必要に応じて別途定めるものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期（令和3年度から令和6年度）及び後期に区分し、計画的に防災工事を実施する。

前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：64 か所
（既に防災工事を行った防災重点農業用ため池：49 か所）

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期（令和3年度から令和6年度）及び後期に区分し、計画的に防災工事を実施する。

前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：63 か所
（既に廃止工事を行った防災重点農業用ため池：70 か所）

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施にあたって県及び市町村は、生物の多様性の確保を始めとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮する。

ア 文化財保護担当部局との調整

県及び市町村は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている農業用ため池、重要文化的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する農業用ため池について、法第4条第1項の規定に基づき防災重点農業用ため池に指定し、法第5条第1項に規定する推進計画に位置付けた場合は、文化財保護担当部局に

指定内容等を連絡するとともに、防災工事の実施に当たり、具体的な工事内容（地形の改変など）を事前に協議し、文化財保護法に基づく手続き等を速やかに行う。

イ 環境担当部局との調整

県及び市町村は、絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池の防災工事等を実施する場合、「土地改良事業設計指針 ため池整備（平成27年5月）」や「ため池安全確保指針（平成27年11月）：島根県農地整備課」などを参考に、環境との調和への配慮を適切に行う。なお、防災重点農業用ため池の廃止あたっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、県の環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずる。

ウ 上水道担当部局との調整

県及び市町村は、上水道の貯水池として共同されている防災重点農業用ため池の防災工事を実施する場合、上水道担当部局と工事内容及び費用負担等について協議・調整を行う。

なお、費用負担は分離費用身替わり妥当支出法を基本とする。

エ その他

県及び市町村は、堤体等が道路や公園等に利用されている防災重点農業用ため池の防災工事を実施する場合、事前に所管する担当部局と協議・調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価については、県

イ 地震・豪雨耐性評価については、県

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

（ア）全面改修を行う防災重点農業用ため池については、県

（イ）部分改修を行う防災重点農業用ため池については、市町村

エ 廃止工事については、市町村

(2) 技術指導等の内容

島根県土地改良事業団体連合会内に設置した「しまねため池保全管理サポートセンター」が巡回指導等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で協議・調整の場を設け、防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が完了するまでの間は、必要に応じて応急的な防災工事の実施や管理・監

視体制の強化を図る。

また、地震又は豪雨により、決壊のおそれがある防災重点農業用ため池については、貯水位の低下、損傷箇所の保護、浸水区域内の住民に避難を促すなどの応急措置を的確に行う。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

農業者の減少及び高齢化等により、防災重点農業用ため池の管理を十分に行うことができないことから、離れた場所から貯水位を観測できるシステムや監視カメラによりため池の状況を確認できるシステムの導入を図るなど、防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化に取り組む。